

提言 2 安全で活力ある社会を実現するための県土強靱化・危機管理対策の推進

(県土強靱化・危機管理対策特別委員会)

(1) 災害から県民を守るための県土強靱化・危機管理対策の充実・強化

<提言>

- ① 災害時に迅速な避難につながるよう、正確な情報を迅速かつ確実に提供する体制を強化すること。また、市町村に対し、避難所開設費用等を補償する保険制度の周知徹底を図るなど、市町村が空振りをおそれずに、早期に避難勧告等を発令できる環境づくりに努めること。
- ② 水害の際の防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、市町村や住民と連携し、県管理主要河川（洪水予報河川及び水位周知河川）の水害対応タイムラインの早期策定を進めること。
- ③ 道の駅において、災害時に支援物資の集積や支援活動の拠点等として利用できるよう機能強化し、防災拠点化を進めること。また、災害に備え、家庭における食料や飲料水等の備蓄を促進するため、広報啓発を強化すること。
- ④ 児童生徒の防災意識を高めるため、県作成の教材を積極的に活用するなど、各学校における防災教育の充実を図ること。また、防災士の更なる養成に向け、高校生等に対し、資格取得についての啓発を行うこと。
- ⑤ 「地域協働一斉除排雪」など、行政と住民が共に除排雪を行う取組みを拡充するとともに、年間を通じた除雪業務の安定的な実施のため、工期を延ばすなど業務委託のあり方について検討すること。また、冬期間における工事用除雪費用の積算基準について、国土交通省や他県の状況も踏まえ、実態に合った基準となるよう、見直しを検討すること。
- ⑥ 消防団員の安全確保のための装備、トランシーバー等の通信機器、救助活動用資機材等について、計画的な改善・充実を働きかけるなど、消防団の活動の充実・強化を図ること。

<現状>

- 県は、大雨発生時などに、県民や水防団等が迅速に避難や水防活動等ができるよう、主要70河川に係る雨量や水位等の情報を提供する「河川・砂防情報システム」を平成15年度から運用し、19年度からは、携帯電話へのメール配信サービスも行っている。さらに、近年の局地的大雨への対応として、情報の配信間隔の短縮化にも取り組んでいるところである。

山形県河川・砂防情報システム



出典：県土整備部ホームページ

- 記録的な集中豪雨や局地的大雨が頻発している近年において、市町村による避難勧告等の発令数は増加しているが、災害救助法が適用されず、避難所開設等に係る費用が市町村の負担となっているケースが多い。そのため、全国市長会及び全国町村会においては、市町村の要望を受け、災害救助法の適用に至らない場合に備え、実際に支出した費用を補償する保険制度を整備しているが、県内で加入している市町村はまだない。

災害救助法未適用割合

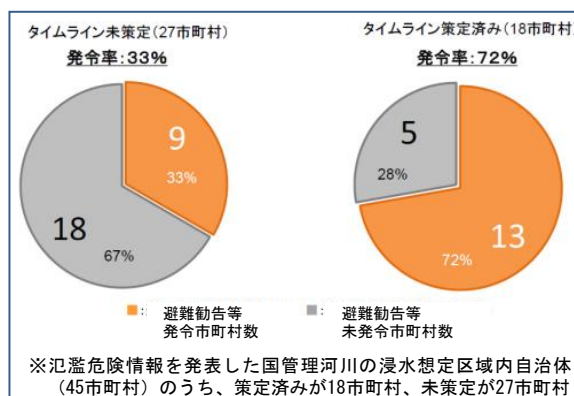
年度	避難勧告等の発令数		災害救助法適用市町村数		災害救助法未適用割合(保険の対象)	
	市区	町村	市区	町村	市区	町村
H22	56	39	12	4	78.6%	89.7%
H23	200	156	30	38	85.0%	75.6%
H24	118	92	30	13	74.6%	85.9%
H25	214	176	29	34	86.4%	80.7%
H26	442	504	6	7	98.6%	98.6%
合計	1,030	967	107	96	89.6%	90.1%

出典：損害保険ジャパン日本興亜株式会社「全国市長会防災・減災費用保険制度」及び「全国町村会災害対策費用保険制度」パンフレット

- 国管理河川（最上川、赤川）については、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨災害を受けての「避難を促す緊急行動」として、タイムライン（防災行動計画）を策定済みである。県管理河川については、28年8月に発生した北海道・東北豪雨における中小河川の被災を受けて、29年4月に国から都道府県あてに県管理河川における水害対応タイムラインの作成の推進について通知がなされ、県は、洪水予報河川のタイムライン策定作業に着手している。

- 平成27年9月の関東・東北豪雨災害の際に、氾濫危険情報が発表された市町村のうち、タイムライン策定済みの市町村における避難勧告等の発令率は未策定の市町村に比べ、非常に高くなっている。

関東・東北豪雨災害時の避難勧告等の発令状況



出典：国土交通省ホームページ

○ 県内にある道の駅20箇所のうち、各市町村の地域防災計画において、防災拠点として位置付けられているのは、「道の駅白い森おぐに」及び「道の駅尾花沢」の2箇所のみである。

○ 家庭における備蓄について、県は、県民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しているが、「平成28年度県政アンケート調査」結果によると、食料の備蓄や住宅の耐震化など、家庭における防災対策に取り組んでいると答えた県民は34%にとどまっている。

○ 県は、東日本大震災を教訓として、学校や地域における防災教育の充実を図るため、教材及び教師用の手引書を作成している。学校現場においては、防災教育のための特定の教科はなく、保健体育での安全学習や、理科で自然災害発生メカニズムを学ぶなど、様々な教科での学習を通して防災教育が行われている。

県作成の教材



出典：県危機管理・くらし安心局ホームページ

○ 県は、全ての自主防災組織（3,455組織）に少なくとも1人の防災士を置くことを目標に、平成27年度から防災士養成講座を開催しており、29年12月末現在の防災士数は1,293人となっている。

○ 村山市において、平成19及び22～24年度に実施していた「地域協働一斉除排雪」の取組みは、県道の除排雪と同時に商店街や民地の除排雪も行うもので、効率的な除排雪を可能とするとともに、住民の除排雪に対する自助・共助の意識を高める効果があった。

○ 県はこれまで、除雪の業務委託について、11月から3月までの工期で契約しており、山間部等における4月以降の降雪に対しては、通常の維持修繕業務の中で対応していたが、平成29年度に、山間部等の12工区において、試行的に工期を6月まで延ばして契約している。

○ 県の冬期間における工事用除雪費用の積算基準については、除雪機械の種類や除雪回数など、実態と合っていない面が見られる。

○ 平成25年12月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、26年2月に「消防団の装備の基準」が改正され、消防庁においては、集中的・計画的な装備の改善を働きかけている。

<課題>

- 県民の迅速な避難行動のために、県が運用する災害等に係る情報提供システムについて、更なる機能強化を図るとともに、多様な媒体との連携等により確実に情報提供する必要がある。
- 市町村による避難勧告等の発令は、できるだけ早期に行われる必要があるが、災害救助法が未適用の場合に、避難所の開設・運営等に要する費用が全て自己負担となってしまうことが、避難勧告等の発令を躊躇する一因になっているという指摘がある。そのため、災害救助法の適用に至らない場合に備えた保険制度の周知などにより、市町村が空振りをおそれずに発令できるような環境づくりが必要である。
- 近年、豪雨災害等が多発する中で、水害対応タイムラインは、住民の迅速な避難行動に有効であるため、その策定が急務となっている。
- 道の駅については、大規模災害時に防災拠点として重要な役割を果たした事例もあるが、東北管区行政評価局が平成28年度に実施した「道の駅の防災機能の向上に関する調査」の結果では、宮城、青森、山形にある道の駅について、東日本大震災の教訓を活かした防災機能の向上が必ずしも図られていないとされ、更なる防災機能の強化が必要である。
- 家庭における食料や飲料水等の備蓄について、県民の意識は高いとは言えない状況であり、その必要性を周知徹底する必要がある。
- 学校によって防災教育の内容は異なり、防災に関わる教材を在学中に1度も目にしたことがないという児童生徒もいるため、各学校における教材の積極的な活用を促し、防災意識を高める必要がある。
- 防災士は、自主防災組織の中心となって、地域防災力の向上に取り組む人材であり、全ての自主防災組織に少なくとも1人の防災士を置くよう、更なる養成に努める必要がある。
- 冬期間でも安全・安心な交通を確保するために、「地域協働一斉除排雪」の取組みの拡充や、県における効果的・効率的な除雪など、自助・共助・公助による除排雪体制を強化する必要がある。

- 冬期間における工事用除雪費用の積算基準について、国土交通省や他県の状況も踏まえ、実態に合ったものとなるよう、除雪機械の種類や除雪回数等の見直しを検討する必要がある。

- 消防団は地域に密着し、消防活動をはじめ、様々な災害発生時に防災活動に従事するなど、地域防災の中核を担っており、更なる地域の安全・安心の確保のため、装備の改善・充実など、活動の充実・強化が必要である。

(2) 強靱な県土の骨格を形成する高速交通網の整備

<提言>

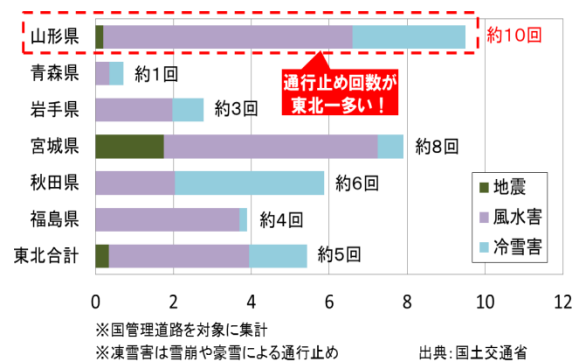
- ① 高速交通網の整備を推進するため、総合的な交通体系のあり方についての調査・検討を進め、ビジョンを早期に示すこと。
- ② 奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けて、県民や市町村に対し、整備効果等についての情報提供などを行うことにより、更なる機運醸成を図ること。
- ③ 鉄道の安全・安定輸送確保のため、大雨や大雪、強風等の自然災害対策の強化について東日本旅客鉄道株式会社等に働きかけること。とりわけ、本県と首都圏を結ぶ大動脈である山形新幹線における福島～米沢間のトンネル整備など抜本的な防災対策の実施について、働きかけを強化すること。
- ④ 災害時のリダンダンシー確保のため、本県と宮城県等の隣県を結ぶ横軸の道路及び鉄道の機能強化を図ること。県庁所在市を結ぶ仙山線については、安全・安定輸送や高速化等の機能強化を図るよう、東日本旅客鉄道株式会社等と協議・検討すること。

<現状>

- 県は、平成29年度から、総合的な交通体系のあり方についての検討を開始している。
- 奥羽・羽越新幹線の早期実現に向けて、関係6県の連携した取組みを更に加速させ、一層の機運醸成を図るため、平成29年8月に、奥羽新幹線建設促進同盟会及び羽越新幹線建設促進同盟会の中に、各県の課長級職員で構成するプロジェクトチームが設置され、両新幹線を活用した東北・日本海地域の将来ビジョンや両新幹線の費用対効果等についての調査・検討が行われている。
- 県内の鉄道においては、大雨や大雪、強風等の自然現象などにより、年間1,000～2,000件台程度の運休・遅延が生じている。山形新幹線の運休・遅延については、年間100～200件台で推移しており、そのうち約4割は、福島～米沢間で発生している。

- 本県の幹線道路は、他県に比べ自然災害による通行止めの発生頻度が高く、近傍に迂回路のない区間が多数存在している。県内の横軸となる主な道路においても、線形不良、幅員狭小の箇所があり、大雨や大雪による通行止めや事前通行規制などの脆弱性がある。

道路延長100kmあたり全面通行止め回数
(H13～H19)



出典：県国土整備部作成資料

- 通勤・通学のほか、観光での利用も多い仙山線については、大雨や大雪、強風等の影響により運休・遅延が発生することがあり、生活の足の確保等に大きな影響を及ぼしている。

<課題>

- 鉄道、航空、道路など、強靱な県土の骨格を形成する高速交通網の整備を推進していく上で、県として将来的にどのような交通体系を目指すのか、県民や市町村にビジョンを示していく必要がある。
- 奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けた県民運動を展開するためには、県民や市町村の更なる機運醸成が必要である。
- 県民や本県を訪れる観光客、ビジネス客等が安心して鉄道を利用できるよう、山形新幹線の抜本的な防災対策をはじめ、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策の実施について、東日本旅客鉄道株式会社等に働きかける必要がある。
- 本県と宮城県等の隣県を結ぶ横軸道路は、東日本大震災の際に、「生命の道」として、人命の救援や物資輸送など多くの機能を果たしており、安定した通行が可能となるよう、災害に強い道路の整備が必要である。
- 仙山線については、安全・安定輸送や高速化等の機能強化を図るよう、東日本旅客鉄道株式会社等と課題を共有し、協議・検討する必要がある。

(3) 県民の安全・安心な暮らしを確保する施策の更なる推進

<提言>

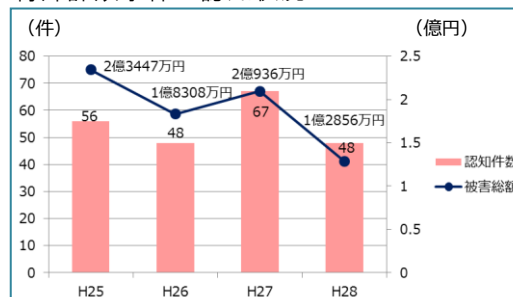
- ① 多発する道路横断時の交通死亡事故を防止するため、運転者に対し、横断歩行者保護の基本ルール of 遵守を徹底させるとともに、交通安全大会や各種安全運動等を通して、歩行者に対しても、手や横断旗で横断の意思を明示するよう、更なる意識醸成を図ること。
- ② 特殊詐欺被害の防止に向け、手口の巧妙化や幅広い年齢層での被害拡大に対応するため、広報啓発や、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策を強化すること。特に、高齢者の被害防止のため、警察、行政をはじめ、地域が一体となって取り組むこと。
- ③ 感染症の予防、まん延防止対策の基本となる予防接種について、努力義務のあるものは、接種率向上のため広報啓発を強化すること。また、国際的な課題である薬剤耐性対策について、国等の動向を注視しながら、一層の周知を図ること。
- ④ 鳥獣による被害防止のため、捕獲の担い手の中心となる猟友会と連携した新規狩猟者の確保・育成の取組みを更に推進するとともに、鳥獣捕獲等事業者の認定など組織的な捕獲体制を強化すること。併せて、囲いわな等、効果的・効率的な大量捕獲方法の導入について検討すること。

<現状>

○ 平成29年12月末現在の交通事故発生件数は、前年同期に比べ減少しているものの死者数は10人増加しており、その中でも、道路横断時の死者数は対前年比8人増となっている。

○ 平成28年の県内の特殊詐欺事件の認知件数及び被害額は、前年と比較して減少したが、依然として高齢者の被害が多く、被害件数で全体の8割以上、被害金額では9割以上を占めている。平成29年11月末現在では、高齢者の被害件数は、前年同期に比べ減少しているものの、依然として全体の4割以上を占めている。また、電子マネー型特殊詐欺など、新たな手口による被害件数が増加している。

特殊詐欺事件の認知状況

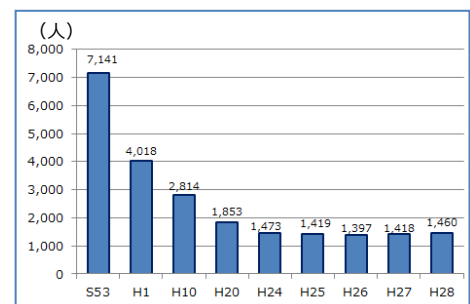


出典：山形県警察「平成29年版 安全・安心やまがた」

- 県内では、平成29年3月に、7年ぶりとなる麻しんの発症が確認された。感染の拡大防止のため、緊急ワクチン接種や、患者の発生状況及び行動内容の周知等に取り組んだ結果、5月に終息したが、患者数は他県も含めて60人に上った。
- 抗菌薬の不適切な使用等を背景として、薬剤耐性菌が世界的に増加する一方、新たな抗菌薬の開発は減少傾向にあり、国際社会で大きな課題となっている。平成27年には世界保健機関総会において、薬剤耐性に関する国際行動計画が採択され、これを受けて国は、28年に薬剤耐性対策アクションプランを策定し、対策に取り組み始めたところである。

- 一般社団法人山形県猟友会の会員数は、昭和53年度をピークに、高齢化等により減少してきたが、新規狩猟者の確保・育成事業等の実施により、平成27年度は、36年ぶりに減少に歯止めがかかり、2年続けて増加している。一方で、29年11月末現在で、クマの出没数は過去最多であった28年（575件）に次ぐ多さで推移しており、4件の人身被害が発生している。また、28年度の鳥獣による農作物被害金額は、約5億9,000万円で、前年度を約1,400万円上回っている。

山形県猟友会の会員数の推移



出典：県環境エネルギー部作成資料

<課題>

- 県警察本部では横断歩行者妨害の指導・取締りを強化しているが、未だ歩行者に対する保護意識が十分浸透していない状況であり、運転者及び歩行者に対する、より一層の広報啓発が必要である。
- 特殊詐欺事件の認知件数及び被害額は依然として高水準で推移しており、更なる対策の強化が必要である。また、高齢者については、地域が一体となって、被害に遭わない対策をより一層進める必要がある。
- 定期予防接種は、感染症の発生予防・まん延防止の手段として極めて重要であるが、麻しんについては、対象者の約5%が未接種であり、全員接種を促す必要がある。

- 薬剤耐性対策については、国の取組みが開始されたばかりであるが、県としても、国や他都道府県の動向を注視し、抗菌薬の適正使用の周知に一層取り組む必要がある。
- 一般社団法人山形県猟友会の会員については、その半数が65歳以上であり、今後、大幅な会員数の減少が見込まれることから、鳥獣による人身被害や農作物被害を防止するためには、捕獲の担い手となる新規狩猟者の確保・育成及び組織的な捕獲体制の強化が急務である。
- 現在、県内におけるイノシシの捕獲は、主に、銃や、くくりわな、箱わなで行われているが、個体数の急激な増加に対応するためには、一度に大量捕獲が可能となる囲いわな等の導入を検討する必要がある。